

株 主 各 位

大阪府八尾市渋川町2丁目1番3号
松本油脂製薬株式会社
代表取締役社長 木村直樹

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のお引立を賜り有難く厚くお礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なにとぞご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、お手数ながら後記の議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類をご検討くださいますと、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご捺印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前11時
2. 場 所 大阪府八尾市渋川町2丁目1番3号
本社 第二研究ビル2階会議室
(後記の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第80期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第80期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mtmtys.co.jp/>) に掲載させていただきます。

本年から株主総会にご出席の株主様への「お土産」及び「食事会」は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

第 80 期 事 業 報 告

平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、北朝鮮情勢の緊迫化、米国の政治動向、中国の景気失速懸念等の不透明な材料があるものの、緩やかな回復基調が続いています。

わが国の経済は、企業業績や雇用情勢の改善により、景気は引き続き緩やかな回復基調で推移しておりますが、インバウンド消費は増加するものの、個人消費が伸び悩んでおり、また足元では、円高の進行や原油・ナフサ価格の上昇による収益悪化の影響が開始しております。

当社グループの重要な販売分野である繊維工業関連におきましては、国内では生産拠点が海外に移転し、また国内大手顧客の不採算製品の生産中止及び体力強化のための事業構造改革の影響による販売量の減少などもあり、依然として厳しい状態が続いております。一方、海外の繊維工業関連におきましては、長年に亘り生産拡大路線を続けてきた中国繊維産業の設備投資に陰りが見え始めています。反面、一部地域で発生していた工場環境対策工事による操業停止や生産調整が、徐々に緩和されつつあります。

非繊維工業分野におきましては、国内自動車関連では軽自動車の販売が復調し、建築関連では低調だった建築資材の生産も徐々に持ち直してきております。海外自動車関連では、好調を維持していた米国市場は前年比マイナスとなりましたが、最大の市場である中国で電気自動車の販売が伸び、台頭するインド市場は今後も成長が見込まれます。

このような状況下、当社グループでは高品質で価格競争力のある製品の開発を行うとともに、市場ニーズに合致した製品の早期開発に注力してまいりました。また、国内においては、顧客の生産拠点の海外移転への対応を柔軟に行い、海外においては、主力の中国市場以外での拡販にも注力いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高32,112百万円(前年同期比2.3%増)、営業利益5,286百万円(前年同期比10.0%増)、経常利益5,825百万円(前年同期比1.4%減)、親会社株主に帰属する当期純利益3,830百万円(前年同期比3.3%減)となりました。

・部門別の業績は、次のとおりであります。

- ① 界面活性剤部門における当連結会計年度の売上高は22,736百万円（前年同期比0.8%増）、営業利益は3,720百万円（前年同期比8.6%増）となりました。

陰イオン界面活性剤の分野におきましては、国内繊維メーカー各社が縮小傾向の中、不織布関連分野の販売が増加し、他の分野でも安定した販売を継続しております。海外向けでは、主として中国合繊メーカーへの販売が不振となり販売数量が減少し、売上高は3,204百万円（前年同期比3.9%減）となりました。

非イオン界面活性剤の分野におきましては、国内では、消費低迷と繊維製品の低価格化により衣料分野の加工量は減少しましたが、産業資材分野におきましては堅調な販売となりました。非繊維工業分野ではトイレタリー分野が堅調で、前年同期を上回る販売となりました。海外では自動車関連をメインに産業用繊維分野、高機能繊維分野において販売数量を伸ばしましたが、一般衣料用が不調でした。その結果、売上高は18,632百万円（前年同期比2.2%増）となりました。

陽・両性イオン界面活性剤の分野におきましては、繊維工業関連加工剤の販売は加工量の減少の影響を受け若干の減少となりました。非繊維工業分野では両性イオン界面活性剤の不採算製品を販売中止としたために販売が減少し、売上高は899百万円（前年同期比8.3%減）となりました。

- ② その他部門における当連結会計年度の売上高は9,376百万円（前年同期比6.2%増）、営業利益は1,565百万円（前年同期比13.3%増）となりました。

高分子・無機製品等の分野におきましては、繊維工業関連では、一部の分野で国内回帰が見られ前年同期を上回る結果となりました。非繊維工業関連では、建築関連は全般的にやや低調で、化粧品原料の販売数量が減少となりましたが、自動車関連をはじめとする海外需要の取り込みにより前年同期を上回る販売となりました。設備投資関連資材は、好調な半導体市場の影響で前年を上回る販売となりました。その結果、売上高は9,376百万円（前年同期比6.2%増）となりました。

2. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、エネルギーコストの上昇や原材料価格の変動など不透明要因が多く、今後とも厳しい状況が続くものと思われま

す。当社グループといたしましては、より競争力のある新製品の開発、販路の拡大及び社内の合理化をこれまで以上に進めることにより全社一丸となり業績の拡充と収益率の向上に努める所存でございます。

ここ数年、新しい時代に対応した設備の増強に努めておりますが、その有効活用と本社工場の設備の見直しを展開してまいりたいと考えております。

また研究開発につきましては、付加価値のより高い新素材・新用途の開発を行っておりますが、今後とも社会情勢の変化に対応すべく適材適所で機動的に事業の運営を図ってまいりたいと考えております。

株主各位におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資及び資金調達の状況

- (1) 当連結会計年度の設備投資総額は1,058百万円でありましたが、その主なものは、本社工場及び静岡工場における生産設備の更新、増設であります。
- (2) 上記の設備投資資金は、いずれも自己資金によってまかなっております。

4. 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 77 期	第 78 期	第 79 期	第80期（当期）
	〔平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで〕	〔平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで〕	〔平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで〕	〔平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで〕
売 上 高	32,127	32,343	31,376	32,112
経 常 利 益	6,477	5,013	5,907	5,825
親会社株主に帰属する当期純利益	3,994	3,191	3,961	3,830
1株当たり当期純利益	1,088円97銭	920円44銭	1,213円38銭	1,183円38銭
純 資 産	45,987	44,090	47,036	49,677
総 資 産	56,551	52,946	57,154	60,093

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、平成26年10月1日付で普通株式2.5株を1株とする株式併合を行っているため、第77期の1株当たり当期純利益は、期首に当該株式併合が行われたものと仮定して算定しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 子会社等の状況

当期の連結対象は株式会社マツモトユシ・インドネシア1社で、当社の議決権比率は65%であります。持分法適用会社は日本クエーカー・ケミカル株式会社、他1社であります。

(2) 事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(3) その他

松本興産株式会社は当社の議決権を21.0%所有しており、当社は同社の関連会社であります。

6. 主要な事業内容

品 目	用 途	主 要 製 品
界 面 活 性 剤 部 門	陰イオン界面活性剤	繊維工業 化合繊維糸紡績油剤、チーズ用柔軟平滑剤 農薬工業 農薬防疫用乳化剤 ゴム工業 防着、離型剤 洗剤工業 食器、食品洗浄剤
	非イオン界面活性剤	繊維工業 化合繊維糸紡績油剤、コーニングオイル、フィラメント 織布用経糸油剤、精練洗浄剤、染色助剤 鉄鋼金属工業 圧延油、作動油、金属洗浄剤 製缶工業 成型用油剤 樹脂工業 合成樹脂用練込帯電防止剤 化粧品工業 乳化剤 公害防止産業 流出油処理剤
	陽・両性イオン界面活性剤	繊維工業 柔軟仕上剤、チーズ用柔軟平滑剤、永久通気性撥水剤 樹脂工業 合成樹脂用帯電防止剤 化粧品工業 洗剤原料
そ の 他 部 門	高分子・無機製品	繊維工業 経糸用糊剤、風合改良剤、繊維加工剤 建材工業 壁材用接着補強剤、軽量化充填剤 機械工業 合成ダイヤモンド 電機・機械工業 磁性流体 自動車産業 軽量化剤 印刷工業 インキ、塗料加工剤 化粧品工業 触感向上剤、紫外線防止剤 エレクトロニクス産業 感熱用薬剤、電池用多孔化剤
	仕 入 商 品	建材工業 リシン用基剤樹脂 繊維工業 経糸用糊剤

7. 主要な営業所及び工場

- (1) 当 社
営 業 所 大阪営業所 東京営業所 金沢営業所
工 場 本社製造部門 静岡製造部（袋井市）
大阪製造部（高石市）
- (2) 子会社
工 場 インドネシア工場

8. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
合 計	456名	18名増

9. 主要な借入先

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項

1. 発行済株式総数 3,236,311株（自己株式 1,276,340株を除く。）
2. 株 主 数 638名
3. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
松 本 興 産 株 式 会 社	677,156株	20.92%
松 栄 産 業 株 式 会 社	320,569	9.91
有 限 会 社 木 村	207,900	6.42
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	135,480	4.19
木 村 直 樹	133,247	4.12
松 本 新 太 郎	123,290	3.81
岩 田 み ち 子	115,908	3.58
木 村 芳 樹	93,328	2.88
鱒 洲 み よ 子	86,038	2.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	81,600	2.52

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日より株式会社三菱UFJ銀行に社名変更しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	木 村 直 樹	松本興産株式会社代表取締役社長 鴻池運輸株式会社社外取締役
代表取締役専務	矢 野 真 剛	管 理 本 部 長
専務取締役	久 下 修 平	技 術 生 産 本 部 長
専務取締役	山 根 紳 一 郎	技術生産本部副本部長兼第一研究部長兼第二研究部長
常務取締役	山 田 正 幸	管 理 本 部 副 本 部 長 兼 管 理 部 長
常務取締役	岡 田 幸 久	営 業 本 部 長 兼 輸 出 部 長
常務取締役	木 村 芳 樹	監 査 室 長
取 締 役	田 中 耕 嗣	技 術 部 長
取 締 役	久 保 克 己	営 業 本 部 付
取 締 役	柴 野 道 宏	技術生産本部副本部長兼第三研究部長兼合弁事業室長
取 締 役	柳 田 登	
常 勤 監 査 役	高 橋 修	
常 勤 監 査 役	三 嶋 孝 司	
監 査 役	叶 智 加 羅	叶 法 律 事 務 所 代 表 株 式 会 社 大 森 屋 社 外 監 査 役
監 査 役	西 本 清 一	地方独立行政法人京都市産業技術研究所理事長 公益財団法人京都高度技術研究所理事長

(注) 1. 当期中の異動

平成29年6月29日開催の第79回定時株主総会において、柴野道宏氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。また、同日、専務取締役蔦谷幹男氏は任期満了により退任いたしました。

2. 取締役柳田登氏は社外取締役であります。

なお、取締役柳田登氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

3. 常勤監査役三嶋孝司、監査役叶智加羅、監査役西本清一の各氏は社外監査役であります。

なお、常勤監査役三嶋孝司、監査役西本清一の両氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	12名 (1名)	233百万円 (9百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	29百万円 (19百万円)
合計	16名	263百万円

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

監査役叶智加羅氏は、叶法律事務所の代表及び株式会社大森屋の社外監査役であります。当社は、株式会社大森屋とは特別の関係はありませんが、叶法律事務所との間には法律顧問契約があります。

監査役西本清一氏は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所理事長及び公益財団法人京都高度技術研究所理事長であります。当社は、両研究所とは特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における活動状況

イ. 取締役会及び監査役会の出席状況

	取締役会(13回開催)		監査役会(15回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 柳田 登	12回	92.3%		
常勤監査役 三嶋 孝司	13回	100%	15回	100%
監査役 叶 智加羅	11回	84.6%	13回	86.7%
監査役 西本 清一	12回	92.3%	14回	93.3%

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役柳田登氏は、企業経営者として培われた幅広い知識と経験に基づき、取締役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。
- ・常勤監査役三嶋孝司氏は、企業経営者として培われた幅広い知識と経験に基づき、取締役会及び監査役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。
- ・監査役叶智加羅氏は、弁護士としての見識に基づき、取締役会及び監査役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。
- ・監査役西本清一氏は、化学分野におけるその高度な専門知識と幅広い知見に基づき、取締役会及び監査役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

清稜監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財務上の利益の合計額	18百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である英文財務諸表作成に関する助言等についての対価を支払っております。

3. 子会社の監査に関する事項

I 企業集団の現況に関する事項 5. 重要な親会社及び子会社の状況に記載の当社の重要な子会社である株式会社マツモトユシ・インドネシアについては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定をいたします。

V 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が、法令、定款、社内規程及び社会規範を遵守すべき基本として「松本油脂製菓グループ企業行動規範」を制定し、コンプライアンスを徹底する体制を構築する。コンプライアンス担当取締役は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・改善に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令及び「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社グループのリスク管理については「リスク管理規程」に基づき、松本油脂製菓グループの横断的なリスクマネジメント体制の整備、問題点の把握及び危機発生時の対応を行う。
 - (2) 当社グループ全体の組織横断的リスクへの対応は、当社代表取締役社長を本部長として対策本部を設置し、管理部を事務局として迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめる。各部門所轄業務に附属するリスクは担当部門がこれにあたり、その状況はすべて取締役会・監査役会及び管理部に報告される。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行については、「組織・業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づいて、月1回開催される取締役会において決定する。また、必要に応じて臨時取締役会及び代表取締役との打合わせ、並びに取締役を横断する連絡会議において審議し、意思決定のプロセスの効率化・迅速化を図るとともに、定期的な運用状況を検証する体制をとる。
5. 当会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループの業務の適正については、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適正なものとし、子会社を担当する取締役は、子会社の法令の遵守並びにリスク管理体制を構築する責任を持つ。子会社は、業務推進状況及び地域社会の様相について随時子会社を担当する取締役に報告し、意思の疎通を図る。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助する使用人は置かないが、監査役の職務を補助すべき組織として、管理部がこれを担当する。
なお、補助業務に関しては取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
 - (1) 当社グループの取締役及び使用人は当社グループの目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役会に報告する。
なお、使用人にあつては取締役を経由して報告するものとする。
 - (2) 監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知する。
 - (3) 監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求を行った時は、速やかに当該費用または債務を処理する。
8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席するとともに、稟議書等業務執行に係わる重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - (2) 監査役会による取締役及び使用人から情報収集の機会及び監査法人との情報交換の機会を確保する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従い、具体的な取組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。また、管理部及び内部監査担当者が中心となり、当社の各部門に対して、内部統制システムの重要性和コンプライアンスに対する意識づけを行い、当社全体を統括、推進させています。

VI 株式会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。したがって、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量の買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量の買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる株券等の大量の買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様は株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買取者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買取者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益に資さない大量の買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大量の買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値の源泉

当社は、大正15年の創業以来、界面活性剤メーカーとして、紡糸・紡績油剤から糊付け、染色、最終仕上げ加工まで繊維産業のすべての生産工程に係わる薬剤を提供し、繊維産業の発展に大きく貢献してまいりました。

また、一般工業分野においても、長年蓄えてきた界面科学の技術を駆使して、様々な機能性工業薬品を開発し、多様な産業分野への市場開拓に力を注いでまいりました。

当社は、このような当社の企業価値の源泉は、①繊維産業のグローバル化に伴う新たな市場を開拓する力、②炭素繊維やアラミド繊維あるいは生分解性繊維等スーパー繊維といわれる先端技術への対応力や繊維産業向けの薬剤の高機能化に伴う技術開発力、③マイクロカプセル・マイクロビーズ等の超微粒子の分野において当社が占める高いマーケットシェア、④用途開発が進む一般工業用の界面活性剤・高分子製品の技術開発力及び⑤IS09001及びIS014001により運用される生産体制や品質保証体制など、創業以来培ってまいりました有形無形の財産に加えて、お取引先様、お得意先様、当社従業員等との長年に亘る信頼関係の維持等にあるものと考えております。

(2) 企業価値向上のための取組み

当社は、企業価値向上のための取組みといたしまして、当社の社是「顧客には良品廉価で満足を」が示すように、多様化するお取引先様、お得意様のニーズをいち早くとらえ、新たな価値ある製品をご提供できるよう豊富なスタッフによる研究開発・製造に努めてまいります。また、当社は界面活性剤分野のみならず、高分子分野におきましても独自の技術開発を行うことにより現在の地位を築いてまいりましたが、今後も技術開発力を高めていくことにより、海外顧客層の拡大を図り、グローバル経済への対応力を強化してまいります。さらに、当社及び当社グループの事業構成とその方向性を明確にし、選択と集中により経営資源の配分見直しを継続的に進め、資本効率を高める事業投資、設備投資を行い、将来に亘って拡大・発展させる布石を着実に打つことにより、今後の収益基盤の一層の安定と確立に努めてまいります。

海外におきましては、成長市場である中国・インド等での拡販に重点課題として取り組むとともに、北米やヨーロッパにおいても積極的な展開を図ってまいります。

当社は、業績の伸びに応じて株主利益の増大を図ることを利益配分の基本方針とし、剰余金の配当を行っております。また、内部留保資金につきましては、企業体質の強化と将来の事業展開に備えて活用してまいります。

さらに、当社は、社会的責任への取組み強化も積極的に推進してまいります。法令遵守や企業倫理の一層の浸透に努めるとともに、社会的責任に対する真摯な姿勢・誠実な対応がお取引先様、お得意先様から信頼される会社であるための要件であることを自覚し、界面活性剤メーカーとして常に付加価値をお届けする研究開発及び品質保証体制の強化に努めてまいります。これらに加え、環境マネジメントの推進、コンプライアンス体制の確立、リスクマネジメント等の充実にも鋭意努力してまいります。コーポレート・ガバナンスにつきましては、意思決定のスピードアップと活力のある組織運営に努めており、平成11年より変化する経営環境に迅速かつ緊張感を持って対応するため取締役の任期を1年としております。

今後とも界面活性剤メーカーとして安全で高品質な製品を提供することは勿論のこと、お取引先様、お得意先様に信頼され多様化するニーズに対応できる分野を開拓し、さらなる事業拡大と業績向上に向けて一層の努力を重ねてまいります。

当社は、これらの取組みが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、基本方針に照らし、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株券等の大量な買付けを行う際の一定のルールを設ける必要があると考えました。

そこで、当社は、平成20年5月16日開催の当社取締役会において、第70回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを効力発生の条件として、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を導入し、その後、第73回定時株主総会及び第76回定時株主総会において、それぞれ株主の皆様のご承認に基づき一部変更の上当該対応策を継続いたしました（以下、当該一部変更後の当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）本プランの有効期限は、平成29年6月に開催の当社第79回定時株主総会の終了の時までとなっております。

当社は本プランの継続後も、買収防衛策をめぐる社会環境等の動向を踏まえ、当社の企業価値の向上ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保・向上のための当社の取組みについて引き続き検討を行ってまいりましたが、当社取締役会において、第79回定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを有効発生の条件として、本プランを継続することを決議し、第79回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。

4. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記2.）について

上記2.「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的な取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記3.）について

イ. 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する大量買付行為が行われる際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保するための取組みであり、基本方針に沿うものであります。

ロ. 当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

i) 買収防衛策に関する指針等を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則の三原則を完全に充足し、また、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第440条（買収防衛策の導入に係る遵守事項）の趣旨に合致したものです。さらに、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっており、合理性を有するものであります。

ii) 株主の皆様の意思の重視と情報開示

当社は、株主の皆様にご承認いただくことを条件として買収防衛策を導入し、また定時株主総会における株主の皆様のご承認を本プランの継続の条件としており、本プランには株主の皆様の意思が反映されるものとなっております。

本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、本プランは、その廃止においても、株主の皆様の意思を尊重した形になっております。

さらに、これらに加えて、当社取締役会は、実務上適切であると判断する場合または独立委員会からの勧告があった場合には、株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非についても、株主の皆様の意思を確認することとされており、株主の皆様の意思が反映されます。

また、株主の皆様、本プランの廃止等の判断、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断及び対抗措置の発動の是非を判断する株主総会における議決権行使等の際の意思形成を適切に行っていたために、当社取締役会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

iii) 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

① 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、引き続き、独立委員会を設置しております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、当社取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

② 合理的な客観的要件の設定

本プランは、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合のみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

さらに、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、対抗措置の発動の是非の決定は当社株主総会の決議に委ねられ、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

iv) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年となっており、期差任期制ではないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	46,878	流 動 負 債	8,693
現金及び預金	30,081	買 掛 金	6,493
受取手形及び売掛金	8,840	未 払 法 人 税 等	791
有 価 証 券	3,085	賞 与 引 当 金	295
た な 卸 資 産	3,623	そ の 他	1,113
未取還付法人税等	0	固 定 負 債	1,721
繰 延 税 金 資 産	240	退 職 給 付 に 係 る 負 債	922
そ の 他	1,008	資 産 除 去 債 務	106
貸 倒 引 当 金	△2	繰 延 税 金 負 債	333
固 定 資 産	13,214	厚 生 年 金 基 金	288
有 形 固 定 資 産	4,604	解 散 損 失 引 当 金	71
建物及び構築物	1,977	そ の 他	71
機械装置及び運搬具	1,909	負 債 合 計	10,415
土 地	530	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	56	株 主 資 本	48,038
そ の 他	131	資 本 金	6,090
無 形 固 定 資 産	25	資 本 剰 余 金	6,519
投資その他の資産	8,583	利 益 剰 余 金	42,747
投資有価証券	7,559	自 己 株 式	△7,317
繰 延 税 金 資 産	11	その他の包括利益累計額	1,485
保 険 積 立 金	776	そ の 他 有 価 証 券	1,639
そ の 他	244	評 価 差 額 金	1,639
貸 倒 引 当 金	△7	為 替 換 算 調 整 勘 定	△115
資 産 合 計	60,093	退 職 給 付 に 係 る	△38
		調 整 累 計 額	△38
		非 支 配 株 主 持 分	153
		純 資 産 合 計	49,677
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	60,093

連 結 損 益 計 算 書

〔平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	内 訳 金 額	金 額
売 上 高		32,112
売 上 原 価		22,874
売 上 総 利 益		9,238
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,951
営 業 利 益		5,286
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	86	
受 取 配 当 金	107	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	157	
為 替 差 益	58	
そ の 他	145	554
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
そ の 他	15	15
経 常 利 益		5,825
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	722	722
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1	
有 価 証 券 売 却 損	712	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	0	
退 職 給 付 費 用	428	1,142
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,405
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,708	
法 人 税 等 調 整 額	△142	1,566
当 期 純 利 益		3,839
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		9
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,830

連結株主資本等変動計算書

〔平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,090	6,518	40,050	△7,311	45,346
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,132		△1,132
親会社株主に帰属する当期純利益			3,830		3,830
自 己 株 式 の 取 得				△6	△6
そ の 他		0			0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	—	0	2,697	△6	2,691
当 期 末 残 高	6,090	6,519	42,747	△7,317	48,038

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,786	△128	△131	1,527	162	47,036
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,132
親会社株主に帰属する当期純利益						3,830
自 己 株 式 の 取 得						△6
そ の 他						0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△147	12	93	△41	△8	△50
当 期 変 動 額 合 計	△147	12	93	△41	△8	2,641
当 期 末 残 高	1,639	△115	△38	1,485	153	49,677

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称：株式会社マツモトユシ・インドネシア

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び関連会社の名称

持分法を適用した関連会社の数 2社

関連会社の名称：日本クエーカー・ケミカル株式会社

立松化工股份有限公司

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券：時価のあるものは決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
時価のないものは総平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を取り込む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・商品・仕掛品：主として総平均法

原材料：主として総平均法

貯蔵品・容器（原材料）：主として最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産：建物（建物附属設備は除く）

① 平成10年3月31日以前に取得したもの
主として旧定率法

② 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの
主として旧定額法

③ 平成19年4月1日以後に取得したもの
主として定額法

建物附属設備、構築物

- ① 平成19年3月31日以前に取得したもの
主として旧定率法
- ② 平成19年4月1日以後に取得したもの
主として定率法
- ③ 平成28年4月1日以後に取得したもの
主として定額法

機械装置

- ① 平成19年3月31日以前に取得したもの
主として旧定額法
- ② 平成19年4月1日以後に取得したもの
主として定額法

車両運搬具、工具、器具及び備品

- ① 平成19年3月31日以前に取得したもの
主として旧定率法
- ② 平成19年4月1日以後に取得したもの
主として定率法

無形固定資産：定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 厚生年金基金解散損失引当金

厚生年金基金の解散に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、当該負担見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社マツモトユシ・インドネシアの決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用して連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生の翌連結会計年度から定額法により5年間で費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の連結会計年度で一括して費用処理しております。

③ 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により処理しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 16,525百万円
2. 担保受入金融資産
売掛債権の担保として受け入れている自由処分権のある有価証券の時価は81百万円であります。
3. 過年度に取得した資産のうち国庫補助金による圧縮記帳額は、機械装置及び運搬具36百万円であり、連結貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 4,512,651株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,132	350	平成29年 3月31日	平成29年 6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	970	300	平成30年 3月31日	平成30年 6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については原則として資産の保全を目的とし、安全性の高いものに限って行うものとしております。

必要に応じてデリバティブ取引等を行う場合は、取締役会の承認を得るものとしております。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、海外展開に伴う外貨建の営業債権は為替の変動リスクに晒されています。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券、投資信託、投資事業組合出資であり、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金は、6ヶ月以内の支払期日となっております。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権に関しては、営業部門が取引先ごとに期日管理及び残高管理を毎月行うとともに、回収遅延のおそれのあるときは関係部門と連絡を取り、速やかに適切な処理を取るようしております。

金融商品は、金融商品並びに為替管理規程に従い、取締役会の承認を得た安全性の高いものを対象としています。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

株式は、定期的に時価や発行体企業の財務状況を把握しております。また、債券、投資信託、投資事業組合出資については、継続的なモニタリングを通して管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務は、手元流動性を高水準に保つことにより流動性リスクを回避しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	30,081	30,081	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,840	8,840	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	9,018	9,018	—
(4) 長期貸付金	202	202	—
(5) 買掛金	(6,493)	(6,493)	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 長期貸付金

連結貸借対照表計上額は全て外貨建であるため、連結決算日の直物為替相場で換算した価額をもって時価としております。

(5) 買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）非上場株式等（連結貸借対照表計上額1,626百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（1 株当たり情報に関する注記）

1 株当たり純資産額	15,302円55銭
1 株当たり当期純利益金額	1,183円38銭

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	46,414	流 動 負 債	8,631
現金及び預金	30,024	買掛金	6,444
受取手形	793	未払金	1,050
売掛金	7,967	未払法人税等	787
有価証券	3,085	賞与引当金	295
商品及び製品	1,915	その他	54
仕掛品	427	固 定 負 債	1,681
原材料	954	退職給付引当金	881
貯蔵品	43	資産除去債務	106
未収還付法人税等	0	繰延税金負債	333
繰延税金資産	223	厚生年金基金	288
その他	979	解散損失引当金	71
貸倒引当金	△0	その他	71
固 定 資 産	12,371	負 債 合 計	10,313
有形固定資産	4,543	純 資 産 の 部	
建物	1,259	株 主 資 本	46,833
構築物	714	資 本 金	6,090
機械装置	1,884	資 本 剰 余 金	6,518
車両運搬具	12	資本準備金	737
工具、器具及び備品	125	その他資本剰余金	5,780
土地	512	利 益 剰 余 金	41,543
建設仮勘定	34	利益準備金	785
無形固定資産	25	その他利益剰余金	40,758
ソフトウェア	17	退職給与積立金	300
その他	7	別途積立金	24,800
投資その他の資産	7,801	繰越利益剰余金	15,658
投資有価証券	6,398	自 己 株 式	△7,317
関係会社株式	394	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,639
保険積立金	776	その他有価証券	1,639
その他	240	評 価 差 額 金	
貸倒引当金	△7	純 資 産 合 計	48,472
資 産 合 計	58,785	負 債 及 び 純 資 産 合 計	58,785

損 益 計 算 書

平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	内 訳 金 額	金 額
売 上 高		31,645
売 上 原 価		22,545
売 上 総 利 益		9,099
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,858
営 業 利 益		5,240
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	86	
受 取 配 当 金	167	
為 替 差 益	63	
そ の 他	145	462
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
そ の 他	15	15
経 常 利 益		5,687
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	722	722
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1	
有 価 証 券 売 却 損	712	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	0	
退 職 給 付 費 用	428	1,142
税 引 前 当 期 純 利 益		5,267
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,694	
法 人 税 等 調 整 額	△142	1,551
当 期 純 利 益		3,715

株主資本等変動計算書

〔平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	6,090	6,517	0	6,518
当 期 変 動 額				
資本準備金から その他資本剰余金 への振替		△5,780	5,780	—
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	△5,780	5,780	—
当 期 末 残 高	6,090	737	5,780	6,518

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
退 職 給 与 積 立 金		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	785	300	24,800	13,075	38,960
当 期 変 動 額					
資本準備金から その他資本剰余金 への振替					
剰余金の配当				△1,132	△1,132
当期純利益				3,715	3,715
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	2,582	2,582
当 期 末 残 高	785	300	24,800	15,658	41,543

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△7,311	44,257	1,786	1,786	46,044
当 期 変 動 額					
資本準備金から その他資本剰余金 への振替		—			—
剰余金の配当		△1,132			△1,132
当 期 純 利 益		3,715			3,715
自己株式の取得	△6	△6			△6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△147	△147	△147
当 期 変 動 額 合 計	△6	2,576	△147	△147	2,428
当 期 末 残 高	△7,317	46,833	1,639	1,639	48,472

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式：総平均法による原価法

その他有価証券：時価のあるものは決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
時価のないものは総平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・商品・仕掛品：総平均法

原材料：総平均法

貯蔵品・容器（原材料）：最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産：建物（建物附属設備は除く）

① 平成10年3月31日以前に取得したもの
旧定率法

② 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの
旧定額法

③ 平成19年4月1日以後に取得したもの
定額法

建物附属設備、構築物

① 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法

② 平成19年4月1日以後に取得したもの
定率法

③ 平成28年4月1日以後に取得したもの
定額法

機械装置

① 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定額法

② 平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法

車両運搬具、工具、器具及び備品

① 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法

② 平成19年4月1日以後に取得したもの
定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
機械装置	8年
工具、器具及び備品	4～10年

(2) 無形固定資産：定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

- ・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生の翌事業年度から定額法により5年間で費用処理しております。

過去勤務費用はその発生時の事業年度で一括して費用処理しております。

- ・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 厚生年金基金解散損失引当金

厚生年金基金の解散に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、当該負担見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 16,361百万円
2. 担保受入金融資産
売掛債権の担保として受け入れている自由処分権のある有価証券の時価は81百万円であります。
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）
短期金銭債権 2,085百万円
短期金銭債務 760百万円
長期金銭債務 16百万円
4. 過年度に取得した資産のうち国庫補助金による圧縮記帳額は、機械装置36百万円であり、貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	5,023百万円
仕入高	1,546百万円
販売費及び一般管理費	100百万円
営業取引以外の取引による取引高	119百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式数

普通株式	1,276,340株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	270百万円
その他有価証券評価差額金	129百万円
賞与引当金	90百万円
厚生年金基金解散損失引当金	88百万円
未払事業税	49百万円
ゴルフ会員権評価損	40百万円
減価償却超過額	26百万円
投資有価証券評価損	20百万円
その他	28百万円
繰延税金資産合計	743百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	853百万円
繰延税金負債合計	853百万円
繰延税金負債純額	109百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
関連 会社	日本クエーカー・ ケミカル株式会社	所有	当社製品の販売 原材料の購入 役員の兼任	売上(注)1	4,623	売掛金	1,911
		直接 50% 間接 —		仕入(注)2	1,502	買掛金	755

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 売上：製品の販売単価は、製品製造原価に管理費を加算した金額により毎期価格交渉の上決定しております。

(注) 2. 仕入：原材料の購入単価は、市場価格に基づいた価格交渉の上決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	14,977円71銭
1株当たり当期純利益金額	1,147円96銭

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

松本油脂製薬株式会社

取締役会 御中

清 稜 監 査 法 人
代表社員 公認会計士 小 田 利 昭 ㊞
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 森 本 了 太 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、松本油脂製薬株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、松本油脂製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

松本油脂製薬株式会社

取締役会 御中

清 稜 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 小 田 利 昭 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 森 本 了 太 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、松本油脂製薬株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

松本油脂製菓株式会社 監査役会
常勤監査役 高橋 修 ⑩
監査役 三嶋 孝司 ⑩
監査役 叶 智加羅 ⑩
監査役 西本 清一 ⑩

(注) 監査役三嶋孝司、監査役叶智加羅及び監査役西本清一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

松本油脂製薬株式会社
代表取締役社長 木村直樹

2. 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第80期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の経営環境を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 300円 総額 970,893,300円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年6月29日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(11名)が任期満了となりますので、あらためて、取締役8名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
<p>木村直樹 (昭和23年1月26日生)</p>	<p>昭和46年3月 早稲田大学政経学部政治学科卒 昭和46年4月 株式会社朝日新聞社入社 昭和50年1月 当社取締役 昭和53年9月 当社入社 昭和57年12月 日本クエーカー・ケミカル株式会社取締役(現任) 昭和61年4月 当社取締役副社長 平成4年7月 代表取締役社長(現任) 平成11年4月 松本興産株式会社代表取締役社長(現任) 重要な兼職の状況 松本興産株式会社代表取締役社長 鴻池運輸株式会社社外取締役</p>	<p>133,247株</p>
<p>矢野真剛 (昭和24年12月16日生)</p>	<p>昭和47年3月 一橋大学社会学部卒 平成14年4月 管理部長 平成16年6月 取締役管理部長 平成18年1月 常務取締役管理本部副本部長兼管理部長 平成22年6月 代表取締役専務(管理部門担当) 平成23年5月 代表取締役専務管理本部長(現任)</p>	<p>400株</p>
<p>久下修平 (昭和28年11月29日生)</p>	<p>昭和54年3月 大阪大学大学院工学研究科修士課程修了 平成18年1月 第三営業部長 平成22年10月 大阪製造部長 平成25年4月 静岡製造部長 平成26年6月 取締役生産本部副本部長兼静岡製造部長 平成27年6月 常務取締役生産本部副本部長兼静岡製造部長 平成28年4月 常務取締役生産本部長兼製造部長 平成28年10月 専務取締役生産本部長兼製造部長 平成29年4月 専務取締役生産本部長 平成29年11月 専務取締役技術生産本部長(現任)</p>	<p>1,000株</p>
<p>山田正幸 (昭和32年9月14日生)</p>	<p>昭和55年3月 神戸大学工学部システム工学科卒 平成20年6月 経理部長 平成22年6月 経理部長兼コンピュータ室長 平成25年11月 管理本部副本部長兼総務部長兼コンピュータ室長 平成27年6月 取締役管理本部副本部長兼総務部長兼コンピュータ室長 平成28年10月 常務取締役管理本部副本部長兼管理部長兼コンピュータ室長 平成29年4月 常務取締役管理本部副本部長兼管理部長 平成30年4月 常務取締役管理本部副本部長兼管理部長兼合弁事業室長(現任)</p>	<p>400株</p>

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
おおかだゆきひさ 岡田幸久 (昭和35年1月15日生)	昭和58年3月 関西学院大学法学部法律学科卒 平成20年6月 管理部長 平成25年11月 管理本部副本部長兼購買部長 平成27年6月 取締役管理本部副本部長兼購買部長 平成28年10月 常務取締役営業本部副本部長兼輸出部長 平成29年6月 常務取締役営業本部長兼輸出部長(現任)	400株
しばのみちひろ 柴野道宏 (昭和38年7月24日生)	昭和63年3月 大阪府立大学大学院工学研究科修士課程修了 平成24年4月 第一研究部長 平成26年5月 第一研究部長兼第二研究部長 平成28年4月 第一研究部長兼第二研究部長兼合弁事業室長 平成29年6月 取締役研究本部副本部長兼第一研究部長兼第二研究部長兼合弁事業室長 平成29年11月 取締役技術生産本部副本部長兼第三研究部長兼合弁事業室長 平成30年4月 取締役技術生産本部副本部長兼第三研究部長(現任)	400株
たちばなこうりん 橋興林 (昭和40年1月3日生)	昭和62年7月 中山大學外国語学部卒 平成23年6月 輸出部副本部長(現任)	400株
やなぎだのぼる 柳田登 (昭和24年3月18日生)	昭和46年3月 東北大学工学部応用化学科卒 昭和46年4月 株式会社クラレ入社 平成13年4月 POVAL ASIA PTE LTD. (シンガポール) 社長 平成15年4月 株式会社クラレ執行役員エバール事業部長 平成18年4月 SEPTON COMPANY OF AMERICA (米国) 社長 平成19年4月 株式会社クラレ執行役員新潟事業所長 平成21年4月 株式会社クラレ執行役員PVB事業部長 平成27年6月 当社社外取締役(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 柳田登氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由
柳田登氏は、国内外において化学品事業の企業経営に長年携わってこられており、その幅広い知識と経験を当社の会社経営に活かしていただきたく社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 柳田登氏が当社の社外取締役に就任してからの年数(本総会最終の時まで)は、3年であります。
5. 当社は、柳田登氏との間で会社法第423条第1項の損害責任を限定する限定契約を締結しており、同氏が再任された際には、法令が規定する限度額に責任を限定する旨の本契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役高橋修氏は、本総会終結の時をもって辞任され、また、監査役三嶋孝司氏と叶智加羅氏の両氏は任期満了となりますので、あらためて、監査役3名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
やまね しんいちろう 山根 紳一郎 (昭和33年1月26日生)	昭和57年3月 京都大学大学院工学研究科修士課程修了 平成20年6月 特許管理部長 平成25年4月 研究本部副本部長兼特許管理部長 平成25年6月 取締役研究本部副本部長兼特許管理部長 平成26年5月 取締役研究本部専任特許管理部長 平成27年4月 常務取締役研究本部専任研究管理部長 平成28年4月 常務取締役研究本部専任第三研究部長 平成28年10月 専務取締役研究本部専任第三研究部長 平成29年11月 専務取締役技術生産本部副本部長兼第一研究部長兼第二研究部長(現任)	400株
みしま たかし 三嶋 孝司 (昭和24年6月25日生)	昭和50年4月 京都大学大学院工学研究科修士課程修了 昭和50年5月 帝人株式会社入社 平成16年6月 東邦テナックス株式会社取締役生産技術本部長 平成20年4月 東邦テナックス株式会社代表取締役社長 平成20年6月 帝人グループ常務執行役員 平成26年6月 当社社外監査役(現任)	0株
かろう ちから 叶 智加羅 (昭和22年8月5日生)	昭和45年3月 京都大学法学部卒 昭和45年4月 住友化学株式会社入社 昭和52年4月 大阪弁護士会登録 昭和55年4月 小原・叶法律特許事務所開設 平成6年6月 叶法律事務所開設(現在にいたる) 平成18年6月 当社社外監査役(現任) 重要な兼職の状況 株式会社大森屋社外監査役	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。叶智加羅氏が代表を務める叶法律事務所と当社との間には法律顧問契約があります。
2. 三嶋孝司氏、叶智加羅氏の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、三嶋孝司氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由
- ① 三嶋孝司氏は、企業経営者として培われた、幅広い知識と経験に基づいた的確な助言と監査をしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
- ② 叶智加羅氏は、弁護士を現任されており、法曹としての知識と経験を、当社経営の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって12年となります。
4. 監査役との責任限定契約について
当社は、監査役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、監査役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は三嶋孝司氏、叶智加羅氏の両氏との間で当該責任限定契約を締結しております。両氏の再任及び山根紳一郎氏の選任が承認された場合は、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続及び新規締結する予定であります。

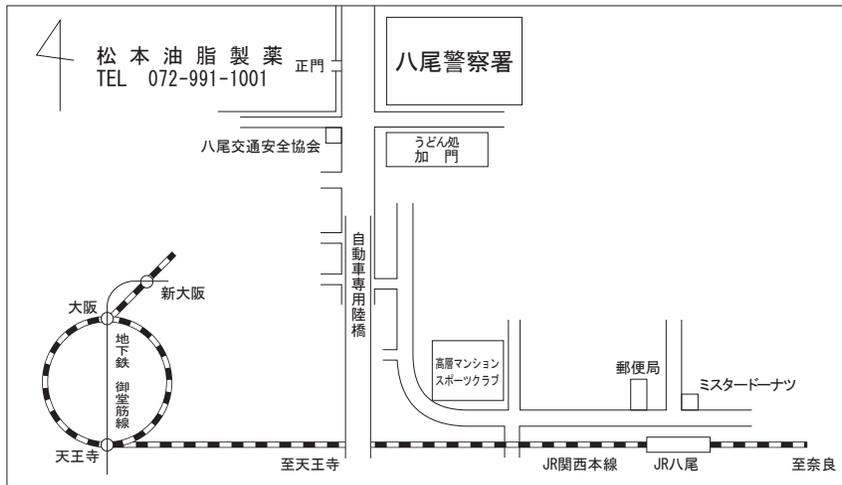
以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪府八尾市渋川町2丁目1番3号
本社 第二研究ビル2階会議室

交 通 JR関西本線
「八尾」駅下車（普通電車のみ停車）
徒歩約8分

本年から株主総会にご出席の株主様への「お土産」及び「食事会」は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



（なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからず
ご了承くださいますようお願い申し上げます。）